

香川県出先機関事務決裁規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年7月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第32号

香川県出先機関事務決裁規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則
(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第1条 香川県出先機関事務決裁規則(昭和44年香川県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後						改正前							
別表3 (第3条、第4条関係) 小豆総合事務所の個別決裁事項						別表3 (第3条、第4条関係) 小豆総合事務所の個別決裁事項							
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等
略						略							
生活 福祉 課	1 生活保護 法関係事務 法…生活保 護法	(1)～(11) 略	○	○			1 生活保護 法関係事務 法…生活保 護法	(1)～(11) 略	略				
		<u>(12) 進学準備給付金を支給すること。(法55条の5第1項)</u>						<u>(12) 被保護者等に報告を求めること。(法55条の5)</u>					
		<u>(13) 被保護者等に報告を求めること。(法55条の6)</u>						<u>(13) 被保護者就労支援事業を実施すること。(法55条の6第1項)</u>					
		<u>(14) 被保護者就労支援事業を実施すること。(法55条の7第1項)</u>						<u>(14)～(21) 略</u>					
(15)～(22) 略													
2 略						2 略							
略						略							
別表4 (第3条、第4条関係) 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項						別表4 (第3条、第4条関係) 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項							
1～8 略						1～8 略							
9 保健福祉事務所						9 保健福祉事務所							
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等
健康 福祉 総務 課・ 生活 福祉 総務 課	1 生活保護 法関係事務 法…生活保 護法	(1)～(11) 略	○	○			1 生活保護 法関係事務 法…生活保 護法	(1)～(11) 略	略				
		<u>(12) 進学準備給付金を支給すること。(法55条の5第1項)</u>						<u>(12) 被保護者等に報告を求めること。(法55条の5)</u>					
		<u>(13) 被保護者等に報告を求めること。(法55条の6)</u>						<u>(13) 被保護者就労支援事業を実施すること。(法55条の6第1項)</u>					
		<u>(14) 被保護者就労支援事業を実施すること。(法55条の7第1項)</u>											

	(15)～(22) 略
2～5 略	
略	

10～32 略

	(14)～(21) 略
2～5 略	
略	

10～32 略

第2

改正後					
別表3 (第3条、第4条関係)					
小豆総合事務所の個別決裁事項					
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	次長 課長等
略					
生活 福祉 課	1 生活保護 法関係事務 法…生活保 護法	(1)～(17) 略	略		
		(18) 被保護者の扶養義務者、急 迫保護を受けた者又は不正受 給者等から保護に要した費用等 を徴収すること。(法77条1項、 77条の2第1項、78条1項・3 項、78条の2第1項・2項)			
	(19)～(22) 略				
2 略					
略					

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康 福祉 総務 課・ 生活 福祉 総務 課	1 生活保護 法関係事務 法…生活保 護法	(1)～(17) 略	略		
		(18) 被保護者の扶養義務者、急 迫保護を受けた者又は不正受 給者等から保護に要した費用等 を徴収すること。(法77条1項、 77条の2第1項、78条1項・3 項、78条の2第1項・2項)			
	(19)～(22) 略				
2～5 略					
略					

改正前					
別表3 (第3条、第4条関係)					
小豆総合事務所の個別決裁事項					
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	次長 課長等
略					
生活 福祉 課	1 生活保護 法関係事務 法…生活保 護法	(1)～(17) 略	○	○	
		(18) 被保護者の扶養義務者又は 不正受給者等から保護に要した 費用等を徴収すること。(法77 条1項、78条1項・3項、78条 の2第1項・2項)			
	(19)～(22) 略				
2 略					
略					

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康 福祉 総務 課・ 生活 福祉 総務 課	1 生活保護 法関係事務 法…生活保 護法	(1)～(17) 略	○	○	
		(18) 被保護者の扶養義務者又は 不正受給者等から保護に要した 費用等を徴収すること。(法77 条1項、78条1項・3項、78条 の2第1項・2項)			
	(19)～(22) 略				
2～5 略					
略					

(生活保護法施行細則の一部改正)

第2条 生活保護法施行細則(平成2年香川県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入所等の依頼)</p> <p>第11条 事務所長は、<u>法第30条第1項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設(社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であって、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。)</u>若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、入所(養護)依頼書(第26号様式)によりするものとする。</p> <p>(就労自立給付金決定通知書)</p> <p>第25条 略</p> <p><u>(進学準備給付金の申請書)</u></p> <p>第26条 <u>省令第18条の9第1項に規定する申請書は、進学準備給付金申請書(第63号様式)によるものとする。</u></p> <p><u>(進学準備給付金決定通知書)</u></p> <p>第27条 事務所長は、<u>法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給を決定したときは、当該申請者に対し進学準備給付金決定通知書(第64号様式)により通知するものとする。</u></p> <p>(被保護者の届出)</p> <p>第28条 法第61条の規定による届出は、被保護者変動(異動)届出書(第65号様式)によりしなければならない。</p>	<p>(入所等の依頼)</p> <p>第11条 事務所長は、法第30条第1項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、入所(養護)依頼書(第26号様式)によりするものとする。</p> <p>(就労自立給付金決定通知書)</p> <p>第25条 略</p> <p>(被保護者の届出)</p> <p>第26条 法第61条の規定による届出は、被保護者変動(異動)届出書(第63号様式)によりしなければならない。</p>

第12号様式（第5条関係）

略

別紙1・別紙2 略

別紙3

同 意 書

保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条、第77条の2若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員の次に掲げる事項について、貴事務所長が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、保険会社、証券会社、私若しくは私の世帯員の雇主その他の関係人に報告を求めることに同意します。

なお、私又は私の世帯員が書面により、それぞれ当該同意の撤回の意思表示をしないときは、当該同意の意思が継続していると認めます。

- (1) 氏名及び住所又は居所
- (2) 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- (3) 健康状態
- (4) 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- (5) 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

世帯主 住所
氏名 ㊟

世帯員

氏名	㊟	氏名	㊟
氏名	㊟	氏名	㊟
氏名	㊟	氏名	㊟
氏名	㊟	氏名	㊟

香川県 事務所長 殿

第12号様式（第5条関係）

略

別紙1・別紙2 略

別紙3

同 意 書

保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員の次に掲げる事項について、貴事務所長が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、保険会社、証券会社、私若しくは私の世帯員の雇主その他の関係人に報告を求めることに同意します。

なお、私又は私の世帯員が書面により、それぞれ当該同意の撤回の意思表示をしないときは、当該同意の意思が継続していると認めます。

- (1) 氏名及び住所又は居所
- (2) 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- (3) 健康状態
- (4) 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- (5) 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

世帯主 住所
氏名 ㊟

世帯員

氏名	㊟	氏名	㊟
氏名	㊟	氏名	㊟
氏名	㊟	氏名	㊟
氏名	㊟	氏名	㊟

香川県 事務所長 殿

第24号様式（第9条関係）

生活保護調査依頼書

第 号
年 月 日

様
香川県 事務所長 印

保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条、第77条の2若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、同法第29条第1項の規定により次の事項について照会します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので、念のため申し添えます。

生活保護法（抜粋）
（資料の提供等）

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- (1) 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）
 - (2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）
- 2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

（申請による保護の開始及び変更）

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

- (1)～(3) 略
- (4) 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）
- (5) 略

生活保護法施行令（抜粋）
（政令で定める事項）

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

第24号様式（第9条関係）

生活保護調査依頼書

第 号
年 月 日

様
香川県 事務所長 印

保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、同法第29条第1項の規定により次の事項について照会します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので、念のため申し添えます。

生活保護法（抜粋）
（資料の提供等）

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- (1) 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）
 - (2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）
- 2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

（申請による保護の開始及び変更）

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

- (1)～(3) 略
- (4) 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）
- (5) 略

生活保護法施行令（抜粋）
（政令で定める事項）

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

第39号様式 (第14条関係)

(表)
生活保護法施術券・施術費給付請求書
(あん摩・マッサージ)

(年 月分)		(地区担当員印)		(取扱担当者印)		
生活 保護 法 施 術 券	交付番号	この券の有効期間	日から	日まで	1 単 給 2 併 給	
	患者氏名	(歳) 男 女	居住地			
	指定施術者名	傷病名 (部位)				
施 術 費 給 付 請 求 書	初回施術年月日	年 月 日	実 日 数	日 転 帰	治ゆ・中止	
	① マ ッ サ ー ジ	軀 幹	円×	回=	円	摘 要
		右 上 肢	円×	回=	円	
		左 上 肢	円×	回=	円	
		右 下 肢	円×	回=	円	
		左 下 肢	円×	回=	円	
	② 変 形 徒 手 矯 正 術	円×	回=	円		
	③ 温 電 法	円×	回=	円		
	④ 温電法・電気光線器具	円×	回=	円		
	⑤ 往療料	4 kmまで 4 km超	円×	回=	円	
⑤ 往療料	4 kmまで 4 km超	円×	回=	円		
施術日 通院○ 往療◎	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
⑥ 合 計 金 額 (①+②+③+④+⑤)			請 求	※決 定		
※⑦ 社保負担 (健・共)			有・無 割	円	円	
※⑧ 本 人 支 払 額			円	円	円	
⑨ 差引請求 (支払) 金額 (⑥-⑦-⑧)			円	円	円	
請求書	(患者氏名) に係る上記明細書による施術料を請求します。 年 月 日 住所 香川県 事務所長 殿 指定施術者 氏名 ⑩					

※香川県
事務所長 印

(裏)

略

第39号様式 (第14条関係)

(表)
生活保護法施術券・施術費給付請求書
(あん摩・マッサージ)

(年 月分)		(地区担当員印)		(取扱担当者印)		
生活 保護 法 施 術 券	交付番号	この券の有効期間	日から	日まで	1 単 給 2 併 給	
	患者氏名	(歳) 男 女	居住地			
	指定施術者名	傷病名 (部位)				
施 術 費 給 付 請 求 書	初回施術年月日	年 月 日	実 日 数	日 転 帰	治ゆ・中止	
	① マ ッ サ ー ジ	軀 幹	円×	回=	円	摘 要
		右 上 肢	円×	回=	円	
		左 上 肢	円×	回=	円	
		右 下 肢	円×	回=	円	
		左 下 肢	円×	回=	円	
	② 変 形 徒 手 矯 正 術	円×	回=	円		
	③ 温 電 法	円×	回=	円		
	④ 温電法・電気光線器具	円×	回=	円		
	⑤ 往療料	2 kmまで 加 算 (km)	円×	回=	円	
⑤ 往療料	2 kmまで 加 算 (km)	円×	回=	円		
施術日 通院○ 往療◎	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
⑥ 合 計 金 額 (①+②+③+④+⑤)			請 求	※決 定		
※⑦ 社保負担 (健・共)			有・無 割	円	円	
※⑧ 本 人 支 払 額			円	円	円	
⑨ 差引請求 (支払) 金額 (⑥-⑦-⑧)			円	円	円	
請求書	(患者氏名) に係る上記明細書による施術料を請求します。 年 月 日 住所 香川県 事務所長 殿 指定施術者 氏名 ⑩					

※香川県
事務所長 印

(裏)

略

第39号様式の2 (第14条関係)

(表)
生活保護法施術券・施術報酬請求明細書
(柔道整復)

(年 月分) 地区担当員印 取扱担当者印 事務所長印

生活保護法施術券	交付番号	この券の有効期間		日から		日まで	1	2	単給 併給																						
	患者氏名 指定 施術者名	男 女	生 年 月 日	居 住 地	傷病名(部位)																										
施 術 報 酬 請 求 明 細 書	負 傷 名	負傷年月日	初検年月日	施 術 開 始 年 月 日	施 術 終 了 年 月 日	実日数	転 帰																								
	(1)	・	・	・	・	・	治癒・中止・転医																								
	(2)	・	・	・	・	・	治癒・中止・転医																								
	(3)	・	・	・	・	・	治癒・中止・転医																								
	(4)	・	・	・	・	・	治癒・中止・転医																								
(5)	・	・	・	・	・	治癒・中止・転医																									
負傷の原因(業務災害、通勤災害又は第三者の行為によるもの以外の原因による。)																															
経 過						請求 区分	新規 継続																								
施術日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
初検料	円		初検時相談 支援料	円		往療料 km 回	円		金属副子 等加算	回		円		施術情 報提供 料	円		計										円				
加算(休日・深夜・時間外)	円		再検料	円		加算(夜間・難路・暴風雨雪)	円		柔道整復 運動後療料	回		円		計										円							
整復料・固定料・ 施療料	(1)	円	(2)	円	(3)	円	(4)	円	(5)	円	計										円										
部位	通減 %	通減開始 月	後療料 円	回	冷電法料 円	回	温電法料 円	回	電療料 円	回	計	円	多 部 位	計	円	長 期	計	円													
(1)	100																		
(2)	100																		
(3)	60											0.6																		
	100																		
(4)	60											0.6																		
	100																		
摘 要										合 計										円											
										※社保負担(健・共) 有・無 割										円											
										本人支払額										※	円										
金属副子等 加算日		1回目	日	2回目	日	3回目	日	差引請求 (支払)金額			円																				
柔道整復運動 後療料加算日		日	日	日	日	日	決定金額			※										円											
施術証明欄	上記のとおり施術したことを証明します。 年 月 日										所在地 名称 電話 氏名 指定 施術者										㊟										

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

(裏)

略

第39号様式の2 (第14条関係)

(表)
生活保護法施術券・施術報酬請求明細書
(柔道整復)

(年 月分) 地区担当員印 取扱担当者印 事務所長印

生活保護法施術券	交付番号	この券の有効期間		日から		日まで	1	2	単給 併給																						
	患者氏名 指定 施術者名	男 女	生 年 月 日	居 住 地	傷病名(部位)																										
施 術 報 酬 請 求 明 細 書	負 傷 名	負傷年月日	初検年月日	施 術 開 始 年 月 日	施 術 終 了 年 月 日	実日数	転 帰																								
	(1)	・	・	・	・	・	治癒・中止・転医																								
	(2)	・	・	・	・	・	治癒・中止・転医																								
	(3)	・	・	・	・	・	治癒・中止・転医																								
	(4)	・	・	・	・	・	治癒・中止・転医																								
(5)	・	・	・	・	・	治癒・中止・転医																									
負傷の原因(業務災害、通勤災害又は第三者の行為によるもの以外の原因による。)																															
経 過						請求 区分	新規 継続																								
施術日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
初検料	円		初検時相談 支援料	円		再検料	円		往療料 km 回	円		金属副子 等加算	回		円		施術情 報提供 料	円		計										円	
加算(休日・深夜・時間外)	円		再検料	円		加算(夜間・難路・暴風雨雪)	円		柔道整復 運動後療料	回		円		計										円							
整復料・固定料・ 施療料	(1)	円	(2)	円	(3)	円	(4)	円	(5)	円	計										円										
部位	通減 %	通減開始 月	後療料 円	回	冷電法料 円	回	温電法料 円	回	電療料 円	回	計	円	多 部 位	計	円	長 期	計	円													
(1)	100																		
(2)	100																		
(3)	60											0.6																		
	100																		
(4)	60											0.6																		
	100																		
摘 要										合 計										円											
										※社保負担(健・共) 有・無 割										円											
										本人支払額										※	円										
金属副子等 加算日		1回目	日	2回目	日	3回目	日	差引請求 (支払)金額			円																				
柔道整復運動 後療料加算日		日	日	日	日	日	決定金額			※										円											
施術証明欄	上記のとおり施術したことを証明します。 年 月 日										所在地 名称 電話 氏名 指定 施術者										㊟										

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

(裏)

略

第40号様式（第14条関係）

(表)

生活保護法施術券・施術報酬請求明細書（はり・きゅう）

(年 月分)	(地区担当員印)	(取扱担当者印)	(事務所長印)
交付番号	有効期間 日から 日まで	施術開始日 年 月	1 単給 2 併給
患者氏名 (歳) 男 女	居住地		
傷病名 1 神経痛 2 リウマチ 3 頸腕症候群 4 五十肩 5 腰痛症 6 頸椎捻挫後遺症 7 その他 ()	はり・きゅう師氏名		

施術報酬請求明細書（はり・きゅう）

初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	既施術回数	回	転 帰	治療・中止
施 術 報 酬 料	① 初 検 料 1 はり 2 きゅう 3 はり・きゅう併用				円	摘	要
	はり		円×	回=	円		
	きゅう		円×	回=	円		
	はり・きゅう併用		円×	回=	円		
請 求 明 細 書	電療料 1電気針 2電気温灸器 3電気光線器具		円×	回=	円		
	③ 往 療 料 <u>4km</u> まで <u>4km超</u>		円×	回=	円		
施術日 通院○ 往療◎	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31					
④ 合計金額 (①+②+③)		請 求	※ 決 定		円		円
※⑤ 社保負担 (健・共) 有・無 割					円		円
※⑥ 本人支払額 円					円		円
⑦ 差引請求 (支払) 金額 (④-⑤-⑥)					円		円

請 求 書	(患者氏名)	に係る上記明細書による施術料を請求します。 年 月 日		住 所
	香川県	事務所長 殿	はり・きゅう師 氏 名	◎
委 任 状	上記の金額の受領を	年 月 日	師会長 (氏名)	に委任します。
			はり・きゅう師 氏 名	◎

(裏)

略

第40号様式（第14条関係）

(表)

生活保護法施術券・施術報酬請求明細書（はり・きゅう）

(年 月分)	(地区担当員印)	(取扱担当者印)	(事務所長印)
交付番号	有効期間 日から 日まで	施術開始日 年 月	1 単給 2 併給
患者氏名 (歳) 男 女	居住地		
傷病名 1 神経痛 2 リウマチ 3 頸腕症候群 4 五十肩 5 腰痛症 6 頸椎捻挫後遺症 7 その他 ()	はり・きゅう師氏名		

施術報酬請求明細書（はり・きゅう）

初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	既施術回数	回	転 帰	治療・中止
施 術 報 酬 料	① 初 検 料 1 はり 2 きゅう 3 はり・きゅう併用				円	摘	要
	はり		円×	回=	円		
	きゅう		円×	回=	円		
	はり・きゅう併用		円×	回=	円		
請 求 明 細 書	電療料 1電気針 2電気温灸器 3電気光線器具		円×	回=	円		
	③ 往 療 料 <u>2km</u> まで 加 算 (<u> </u> km)		円×	回=	円		
施術日 通院○ 往療◎	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31					
④ 合計金額 (①+②+③)		請 求	※ 決 定		円		円
※⑤ 社保負担 (健・共) 有・無 割					円		円
※⑥ 本人支払額 円					円		円
⑦ 差引請求 (支払) 金額 (④-⑤-⑥)					円		円

請 求 書	(患者氏名)	に係る上記明細書による施術料を請求します。 年 月 日		住 所
	香川県	事務所長 殿	はり・きゅう師 氏 名	◎
委 任 状	上記の金額の受領を	年 月 日	師会長 (氏名)	に委任します。
			はり・きゅう師 氏 名	◎

(裏)

略

第60号様式（第23条関係）

（表）

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）指定辞退届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 ㊟
（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

生活保護法第51条第1項（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の
規定により生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）の指定について辞退したいので、
届け出ます。

略

（注意）

1～3 略

（裏）

記載要領

1 略

2 介護老人保健施設、介護医療院又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載し
てください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する
事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防支援事業者又
は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。

3～5 略

第60号様式（第23条関係）

（表）

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）指定辞退届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 ㊟
（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

生活保護法第51条第1項（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の
規定により生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）の指定について辞退したいので、
届け出ます。

略

（注意）

1～3 略

（裏）

記載要領

1 略

2 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。
居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごと
に記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防支援事業者又は特定介護予
防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。

3～5 略

第63号様式（第26条関係）

年 月 日

進 学 準 備 給 付 金 申 請 書

香川県 事務所長 殿

申請者 住所
(大学等に進学する者) 氏名 ㊟

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学先（学校名） _____
- 4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
居住（予定）地 _____

5 関係書類

- (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
・入学金を納付したことを証明する書類の写し
・入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書、進学先が発行する入学
手続が完了したことを証明する書類等の写し
- (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
- (3) その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 _____ 支店（ゆうちょ銀行除く）

記 号

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預 金 種 類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(フリガナ)
口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

第64号様式（第27条関係）

第 号
年 月 日

様

香川県 事務所長 印

進学準備給付金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活保護法による進学準備給付金について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 支給を決定した理由
- 3 進学準備給付金の支給日及び支給方法
- 4 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

備考

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。
- 2 進学準備給付金は、所得税及び個人住民税は課されず、国税又は地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

第65号様式（第28条関係）

略

第63号様式（第26条関係）

略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中香川県出先機関事務決裁規則第2の表の改正部分並びに第2条中生活保護法施行細則第12号様式及び第24号様式の改正規定は平成30年10月1日から、第2条中生活保護法施行細則第11条の改正規定は平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の生活保護法施行細則の規定により提出されている書類は、改正後の生活保護法施行細則の相当規定により提出されている書類とみなす。
- 3 改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。